

提出用		〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート1	設置階: 1階
<p>施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守つたうえで、助成要綱にある「家庭的保育等基準」・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別（関係所管の指導含）指導などもあると思われるので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。</p>			
創設の場合 (新築工事)	修繕の場合 (改修工事)	<p>既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出予定</p> <p><input type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出しない予定（下記1）～2）チェック</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済</p> <p><input type="checkbox"/> 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方(例:建築士名、資格番号)により確認されたことを図面内に明記した</p>	
区域・地域地区等の条件の確認		<p><input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設の設置ができる、区域・地域・地区である。(下記1)～3)チェック</p> <p>1) <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内(<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 □市街化調整区域 □区区分非設定) →保育所用途設置などの判定上</p> <p><input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 防火地域 □準防火地域 □法22条区域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし →耐火建築物などの判定上</p> <p>3) <input checked="" type="checkbox"/> 住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上</p>	
都市計画等に即した構造であるかの確認		<p><input type="checkbox"/> 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 耐火建築物 □準耐火建築物 □ロ準耐火建築物 <input checked="" type="checkbox"/> その他</p>	
避難経路・防火区画等の確認		<p><input type="checkbox"/> 避難経路がある。(下記1)～2)チェック</p> <p>1) <input checked="" type="checkbox"/> 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び、屋外、道路への避難ルートがわかる図面の添付をしている</p> <p>2) <input checked="" type="checkbox"/> 地域の認可外保育施設届出先(以下保育課等)へ確認済（下記チェック）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2方向避難が必要 □ 2方向避難は不要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 区画図(防火・防煙・114条)を作成し、建築指導課や審査機関、及び保育課等に確認済である。</p>	
玄関・屋外避難口への歩行距離の確認		<p><input type="checkbox"/> 歩行距離の基準を満たしている。(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 主要構造部が準耐火構造以上の場合の歩行距離を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 廊下と階段の内装が準不燃以上 120m以下 / □(左記以外)100m以下</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 主要構造部が準耐火構造に満たない場合の歩行距離をみたく(60m以下)</p>	
保育室・遊戯室等が「採光・換気・排煙等」の基準を満たしていることの確認		<p><input checked="" type="checkbox"/> 採光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)～3)確認の上チェック)</p> <p>※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。</p> <p>1) <input checked="" type="checkbox"/> 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有効窓面積1/7以上 + 床面において200lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正)</p> <p>2) <input checked="" type="checkbox"/> 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令20条)を記載している</p> <p>3) <input checked="" type="checkbox"/> 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) □ 一居室単位で採光確保</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 換気基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している(下記チェック)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有効窓開口面積1/20以上(自然換気) □機械換気(換気扇・設備) □自然・機械換気併用</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 排煙基準を満たしており、算定根拠 或いは 緩和告示内容を提出図面等に記載している</p>	
事前協議の確認(予め確認のこと)		<p>事前協議として、必ず、建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、別紙様式にて報告してください。また、事前協議を行った部署等にチェックし、協議先及び担当者を記載してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 建築指導課等(<input type="checkbox"/> 市役所) <input checked="" type="checkbox"/> 消防署(<input type="checkbox"/> 消防)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 保健所(<input type="checkbox"/> 保健所) <input checked="" type="checkbox"/> 保育課等(<input type="checkbox"/> 未来課)</p>	
その他		<p><input checked="" type="checkbox"/> 設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス、屋上がある (下記1)～2)確認の上チェック) <input checked="" type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス、屋上がない</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊技場として利用する場合、「助成申請、運営にあたっての留意事項」の34番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している。</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 上記を満足しない場合は、屋外遊技場として利用しない旨を示す誓約書を添付している。</p>	
<p>※このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており、助成申請図面と対応するようお願いします。</p> <p>※当該事業申請にあたり、建築整備内容の法令・基準チェックシート 別紙様式に責任がある方の記載および押印のうえ、2枚一組で提出をお願いします。</p>			